

業務委託契約書

_____（以下、「甲」という）と 株式会社リッチコンテンツ
（以下、「乙」という）とは、甲の業務の委託に関し、次のとおり契約を締結する。

第1条（目的）

本契約は甲乙相互間の信頼に基づく公正な取引関係を確立し、相互の利益と業務の発展をはかることを目的とする。なお、委託業務遂行に関する事務取扱の細目については、本契約の各条項で定めるほか、甲乙協議の上取り決めるものとする。

第2条（業務の内容）

乙は、次に定める業務（以下「委託業務」という）の全部または一部を甲に委託し、甲はこれを受託する。委託業務の内容は別紙「委託業務依頼書」にてプロジェクト事に記載するものとする。

乙は、前項に掲げる委託業務については、成果物納品の30日前まで（乙の所定休日は除く）に甲に発注するものとし、それ以外のものについては、スケジュール、内容、実施方法等の詳細については、甲乙協議の上決定し、必要に応じて仕様書、手順書等を作成するものとする。

甲または乙は必要があるときは委託業務の内容、実施方法等の変更および追加等を行うことができるものとする。この場合、甲乙協議の上、委託業務の内容、実施方法、業務委託料などを改めて決定し書面にて変更箇所を残すものとする。

第3条（注意義務）

甲は、乙と緊密に連絡をとり、乙から甲への委託業務に係る業務指示等に基づき善良なる管理者の注意をもって委託業務を遂行するものとする。

第4条（再委託）

甲は自社の責任において、委託業務の全部または一部について、第三者に再委託できるものとする。

第5条（業務委託料および支払方法）

甲は委託業務に係る業務委託料を乙に支払うものとし、その金額については、後記「料金表」または「委託業務依頼書」のとおりとする。

経済事情の変動等により前項の業務委託料が不相当となったときは、甲乙協議の上これを改定できるものとする。

第1項の業務委託料は、毎月末締め切り翌月末支払とし、甲は、乙が別途指定する口座に業務委託料を振込んで支払うものとする。なお、その際の振込手数料は、甲の負担とする。

第6条（権利の帰属）

甲は機械処理に関連して乙が開発し使用する処理仕様およびプログラムに関する著作権等の権利について、乙が権利者であることを確認する。

第7条（資料等の貸与・保管・返却・廃棄）

甲は委託業務の遂行上必要な資料等を（以下「資料等」という）を乙に貸与し、また委託業務遂行上必要な情報を告知するものとする。

乙は甲より貸与された資料等を善良な管理者の注意をもって保管・管理し本契約に基づく委託業務の遂行以外の目的に使用しないものとする。

甲は乙より貸与された資料等を本契約に基づく委託業務の遂行以外の目的に複製・複製・編集等を行わないものとする。

甲は乙より貸与された資料等について、乙の指示により、返却または廃棄するものとする。ただし、その際の費用は甲の負担とする。

第8条（権利移転と危険負担）

甲により乙に成果物が納入された時点、又は、乙により甲に対価が支払われた時点のうちいずれか早い時点において、成果物に対する所有権は甲から乙に移転するものとするが、甲の指定する納品場所に成果物が納品された後、乙による検品を受けてその検査に合格するまでの間の成果物に対する危険負担は、乙に起因する原因のものを除いて全て、甲が負担するものとする。

第9条（保証及び責任範囲）

甲は、乙が指定する仕様書どおりの特徴を有する商品が開発されていること、及び、甲が乙に納品する成果物には、不良品や瑕疵がないことを乙に保証し、この保証は成果物の納品日から1年間有効とする。

成果物に含まれる商品が、乙の指定する仕様書に従ったものではなく、かつ、このことが甲の起因する原因によるときは、甲は、前項に基づく保証期間中は、甲の単独の費用と責任において、商品上の過誤の訂正・補修等を行う。

第10条（特許権の侵害等）

甲は、成果物の如何なる部分も、第三者の著作権やその他の工業所有権に基づく権利を侵害していないことを乙に保証するものとするが、甲の成果物により、第三者の工業所有権が侵害しているとしてその使用を差し止められた場合、又は、損害賠償を命じられ

た場合には、甲は、かかる第三者の工業所有権を侵害しない新たな成果物を、無償で乙に提供するものとする。

第11条（保守サービス）

甲および乙は、次の各号に掲げる保守等に関する契約を別途締結できるものとする。

- （１）保証期間経過後の商品の不稼働を含む稼働不良に対する技術サービス
- （２）保証期間経過後の商品、成果物の瑕疵に対する修補
- （３）甲の責に帰すべからざる事由による本商品の不稼働を含む稼働不良に対する技術サービス
- （４）バージョンアップ機能追加その他本商品の改良のための技術サービス
- （５）本商品の運用または使用に関する技術サービス

第12条（著作権等の帰属）

本契約に基づく成果物に含まれるソフトウェア、プログラム、デザイン、及びその他の成果物に関する著作権は全て乙に帰属するものとする。ただし、甲は、かかる成果物を自己使用の範囲内に限って自由に使用したり、又は、著作権法第47条の2の規定に基づき複製又は翻案することができる。

第13条（秘密保持）

甲および乙は本契約に際して、または本契約に基づく委託業務遂行上知り得た双方の技術上、営業上、および個人情報その他の秘密情報の秘密を遵守せしめるものとし、本契約有効期間中のみならず、本契約終了後も相手方の事前の承諾を得ることなく、第三者に開示・漏洩しないものとする。

第14条（事故処理）

本契約に基づく委託業務の遂行に支障をきたすおそれのある事態が生じた場合は、速やかに相手方連絡するとともに、甲乙協力してその解決処理にあたるものとする。

第15条（瑕疵および損害賠償）

甲は処理成果物の納品後、当該成果物に甲の責に帰すべき事由による隠れた瑕疵が発見された場合には、甲乙協議の上決定した期日までに無償でこれを修正するものとする。前項以外の場合であっても本契約の履行に関し、甲または乙が重大な損害を被った場合は、直接かつ現実に被った通常損害の範囲内において損害賠償を相手方に請求できるものとする。

本条に基づく損害賠償の額は、本契約に基づく業務委託料の金額を超えない範囲で、甲乙協議の上決定するものとする。

第16条（不可抗力）

天災事変、戦争、暴動、内乱、同盟罷業、争議行動その他不可抗力により本契約の全部または一部の履行の遅延または不能が生じた場合は甲および乙は共にその責を負わないものとする。

第17条（契約の解除）

前項に基づく解約については、甲および乙は相手方に対しその事業に損害が生じないよう配慮するものとする。

甲及び乙のいずれか一方において、次の各号に掲げる事由のいずれかが生じた場合には、相手方に何ら通告することなく、直ちに本契約を解除することができる。

- （1）重大な過失または背信行為があったとき
- （2）支払の停止があったとき、又は仮差押、差押、競売、破産、民事再生、会社更生
手続、会社整理、特別清算等の手続きの申立がなされたとき
- （3）手形交換所からの取引停止処分を受けたとき
- （4）公租公課の滞納処分を受けたとき

第18条（契約期間）

本契約の有効期間は、本契約締結の日から1年とする。ただし、期間満了の日から3か月前までに甲乙いずれから何ら申し出のない場合は、同一条件をもってさらに1年延長されるものとし、以後も同様とする。

第19条（協議事項）

本契約に定めのない事項および本契約各条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙互いに信義・誠実の原則に従い、協議・決定するものとする。

第20条（管轄裁判所）

本契約に関する甲乙館の紛争に付いては、乙の本店所在地を管轄する東京地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

以上、甲乙間に契約が成立したので、本契約書を2通作成し、甲乙各1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲：

乙： 〒104-0052東京都中央区月島2-1-1
アーバンライフ月島12F
株式会社リッチコンテンツ

代表取締役

パートナー企業登録書



〒104-0052

東京都中央区月島2-1-1アーバンライフ月島12F

TEL 03-6220-0970 (代表) FAX 03-6220-0971

MAIL info@richcontents.co.jp

新規・変更

パートナー企業情報		申請日 _____ 年 _____ 月 _____ 日	
会社名	フリガナ		
代表取締役	フリガナ		印
住所	フリガナ		
	〒		
TEL		営業 担当者	様
FAX			
E-mail			

報酬支払い情報

取引銀行	フリガナ		
	銀行		支店
口座番号		種別	当座 ・ 普通
口座名義 (カタカナ)			

* 弊社使用欄

変更日	<input type="checkbox"/> 年 月 日 決済売り上げ分より <input type="checkbox"/> 本書承認後、5営業日以後の締め分より
備考	

総務部担当確認	管理部長確認	Cab 登録担当	Mas 登録担当	営業部長確認	担当営業確認
年 月 日 Ⓜ	年 月 日 Ⓜ	年 月 日 Ⓜ	年 月 日 Ⓜ	年 月 日 Ⓜ	年 月 日 Ⓜ